

議案第18号

三田市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

三田市特別会計条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成23年2月22日提出

三田市長 竹内英昭

三田市条例第 号

三田市特別会計条例の一部を改正する条例

三田市特別会計条例（昭和 39 年三田市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の三田市特別会計条例第 4 号の規定は、三田市老人保健医療事業特別会計に係る平成 22 年度以前の収入及び支出並びに決算については、なおその効力を有する。